

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	飛騨市

飛騨市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 飛騨市農林部林業振興課
所 在 地 岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 2 2 号
電 話 番 号 (0 5 7 7) 6 2 - 8 9 0 5
F A X 番 号 (0 5 7 7) 7 3 - 0 0 7 1
メールアドレス ringyoshinkou@city.hida.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ハト、ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンカモシカ、サギ、カワウ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	飛騨市全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積（a）	被害金額（千円）
イノシシ	稲	522.6	6,020
	豆類	15.5	63
	雑穀	696.6	1,149
	飼料作物	2,469.0	10,908
	野菜	28.3	996
	いも類	10.7	427
	小計	3,742.7	19,563
ニホンザル	稲	2.4	28
	豆類	1.0	4
	果樹	0.3	0
	野菜	6.6	401
	いも類	0.5	22
	小計	10.8	455
カラス	野菜	4.8	188
	小計	4.8	188
ハト	稲	1.0	0
	小計	1.0	0
ツキノワグマ	果樹	1.1	70
	野菜	2.9	440
	小計	4.0	510
ハクビシン	稲	0.8	9
	野菜	1.9	115
	小計	2.7	124
ニホンジカ	稲	35.7	412
	豆類	20.0	82
	飼料作物	261.8	1,157
	野菜	2.2	75
	小計	319.7	1,726
ニホンカモシカ	稲	25.0	288

	豆類	1. 3	4
	野菜	1. 1	4 0
	小計	2 7. 4	3 3 2
サギ	鮎、イワナ、ニジマス、ヤマメ、コイ、雑魚		1 5, 6 4 6
	小計		1 5, 6 4 6
カワウ	鮎、イワナ、ニジマス、ヤマメ、コイ、雑魚		3, 4 8 3
	小計		3, 4 8 3
合計		4, 1 1 3. 1	4 2, 0 2 7

(2) 被害の傾向

- ・飛騨市は、総面積 792.53 km²の内、約 93%を森林が占める山間・中山間地域であり、多種にわたる鳥獣が生息しており、特にイノシシによる農作物への被害は市全域に広がり、耕作者の営農意欲を低下させ、離農や耕作放棄地の増加等が懸念される状況にある。
- ・イノシシに関しては、農作物だけではなく畦畔や農道、水路等の掘り起こしによる被害が急増している。
- ・ニホンザルに関しては、宮川町と神岡町の一部で農作物への被害が発生しており、他地区での目撃情報も増えていることから、今後の被害の拡大が懸念される。
- ・カラスに関しては、農作物の被害だけではなく、ビニールハウスの穴あけやゴミの喰い荒しなどの被害が発生している。
- ・ハトに関しては、年ごとに被害程度の波があるが継続して農作物への被害が発生している。
- ・ツキノワグマに関しては、果樹や立木の被害のみならず、住民の生命・身体・財産に危険が及ぶことが懸念される。また、林業被害については確認できていないが、所有者による管理が及ばない箇所においても被害が発生していると推察される。
- ・ハクビシンなどの小動物に関しては、継続して農作物への被害報告があり、ワイヤーメッシュ柵での防除が難しいため、侵入防止ネットなど個人での自己防衛が必要となっている。
- ・ニホンジカに関しては、市内各地で目撃数と捕獲数が大幅に増加しており、被害拡大が懸念される。
- ・ニホンカモシカに関しては、食害による被害のほか、農地への侵入による被害が確認されている。
- ・サギ・カワウに関しては、生息範囲の拡大に伴い、魚類への被害が著しく増加している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	3, 742. 7	19, 563	2, 620	13, 694
ニホンザル	10. 8	455	7. 5	319
カラス	4. 8	188	3. 3	132
ハト	1. 0	0	0. 7	0
ツキノワグマ	4. 0	510	2. 7	357
ハクビシン	2. 7	124	1. 8	87
ニホンジカ	319. 7	1, 726	223. 8	1, 208
ニホンカモシカ	27. 4	332	19. 2	232
サギ	—	15, 646	—	10, 952
カワウ	—	3, 483	—	2, 438
合 計	4, 113. 1	42, 027	2, 879	29, 419

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・市内猟友会員を飛騨市鳥獣被害対策実施隊員に任命し、捕獲数に応じた報償金を交付。 ・捕獲技術の向上を目的に、農林水産省のアドバイザーを講師とした捕獲研修会を開催。 ・市単独補助制度にて狩猟免許の新規取得にかかる経費を支援することによる実施隊員の確保。	・実施隊員数は各種補助制度の活用により一定の水準を維持できているが、後継者の確保について継続した取組が必要である。 ・狩猟免許を有するが猟友会に属さない潜在的狩猟者が一定数おり、そういった市民に対して実施隊員への加入と捕獲業務への協力を仰ぐといった取組が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・国庫事業等を活用し、集落単位でワイヤーメッシュ柵の設置。 ・市単独事業により、防護柵等の設置に対し事業費の1/2を補助。 ・林縁部にける緩衝帯の整備。	・防護柵が未設置の集落において鳥獣被害が増加しているが、人手不足等の理由により柵の設置が困難な地区もあることから、柵にこだわらない多様な対策が必要となっている。
生息環境管理・その他の取組	・農林部 林業振興課内に鳥獣被害のワンストップ相談窓口「飛騨市鳥獣対策サポートセ	・相談件数は年々増加傾向にあること、また被害の多様化が進みサポートセンターに

	ンター」を開設	対する期待値の上昇がみられることから、現在の1名体制での対応では難しくなりつつある。
--	---------	--

(5) 今後の取組方針

- ・被害の軽減は、防除だけではなく集落の環境整備と加害個体の捕獲、この3つが揃うことでより効果が高くなる。従前では各地域において上記のいずれかを実施することで被害の軽減が出来るという認識の市民が多かったことから、今後は全てをバランスよく行い、より効果の高い鳥獣害対策を図る。
- ・防除に関しては、集落や広域での防護柵の設置を進める。環境整備に関しては、緩衝帯整備や放任果樹などのエサとなるものの除去を呼びかける。捕獲に関しては、現状の捕獲体制を維持・強化するため、狩猟免許の新規取得に対する支援を継続するとともに ICT 等の新技術の活用により、より効率的な捕獲体制の構築を図る。さらに、こうした取組の有用性を飛騨市鳥獣対策サポートセンターが起点となり情報の発信や現地での指導・助言を通して市民に対する機運の醸成を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市は鳥獣被害対策実施隊を設置し、飛騨猟友会各支部長の推薦に基づき市内猟友会員を実施隊員として任命。また、従来わな免許を有する農業者については連携した捕獲活動のみを推進していたが、実施隊員への加入を促し、率先して対象鳥獣の捕獲を従前の実施隊員とともに推進できる体制を構築。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンザル カラス	・市単独補助制度にて狩猟免許の新規取得にかかる経費を支援することにより実施隊員を確保する。
令和8年度	ハト ツキノワグマ ハクビシン	・また、実施隊員に対して射撃場の活用を義務付ける等で捕獲技術向上や捕獲活動時の安全確保を図る。
令和9年度	ニホンジカ ニホンカモシカ サギ カワウ	・各支部長には、ベテラン狩猟者に対し新規狩猟者の育成を目的として捕獲時に伴走し指導・助言する機会の提供について指導する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・カラス、ハト、ハクビシン、カワウ、サギについては、加害個体や被害の実態を調査の上、防除又は追い払い等の被害防除対策の実施を前提とした捕獲を実施する。	
・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの指定管理鳥獣については防除又は追い払い等の被害防除対策の実施に併せて積極的な捕獲を推進する。	
・ツキノワグマについては、危険個体の排除を目的とした必要最小限の捕獲を行うものとし、錯誤捕獲の防止に努める。	
・ニホンカモシカについては、特定鳥獣管理計画の年次計画により定めた数の捕獲を実施する。	

対象鳥獣	捕獲実績数（頭、羽）		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	75	175	159
ニホンザル	30	18	38
カラス	62	3	52
ハト	63	2	88
ツキノワグマ	36	95	101
ハクビシン	4	15	22
ニホンジカ	68	53	86
ニホンカモシカ	41	6	0
カワウ	23	28	—
サギ	27	8	—

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭、羽）		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	260	260	260
ニホンザル	60	60	60
カラス	50	50	50
ハト	50	50	50
ツキノワグマ	100	100	100
ハクビシン	20	20	20
ニホンジカ	150	150	150
ニホンカモシカ	3	3	3
カワウ	30	30	30
サギ	35	35	35

※令和6年度におけるカワウ、サギの捕獲実績については作成日現在、集計中。

捕獲等の取組内容
・被害防止捕獲については、鳥獣被害対策実施隊と農業者等が連携して適切な捕獲活動を実施する。 ・サギ、カワウなどの漁業被害については、市内漁業協同組合との連携（被害箇所や被害内容、生息地、コロニーの場所等に関する情報の共有）により被害対策に努める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・大型個体の捕獲又は捕獲個体への止め刺し時の苦痛を最小限にする等の目的で高い殺傷能力が必要な場合においては必要最小限でライフル銃の使用を認め、効果的な捕獲活動の実施を図る。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン ニホンカモシカ	ワイヤーメッシュ柵 １，５００ｍ （受益面積 ２０ ｈａ）	ワイヤーメッシュ柵 １，５００ｍ （受益面積 ２０ ｈａ）	ワイヤーメッシュ柵 １，５００ｍ （受益面積 ２０ ｈａ）
ニホンザル	電気柵・侵入防止 ネット等（受益面 積 １ｈａ）	電気柵・侵入防止 ネット等（受益面 積 １ｈａ）	電気柵・侵入防止 ネット等（受益面 積 １ｈａ）
カラス ハト	防鳥ネット（受益 面積 １ｈａ）	防鳥ネット（受益 面積 １ｈａ）	防鳥ネット（受益 面積 １ｈａ）

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、ニホンカモ	・設置主体による維持、管理等の実施。	・設置主体による維持、管理等の実施。	・設置主体による維持、管理の実施。

シカ、カラス、ハト			
-----------	--	--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

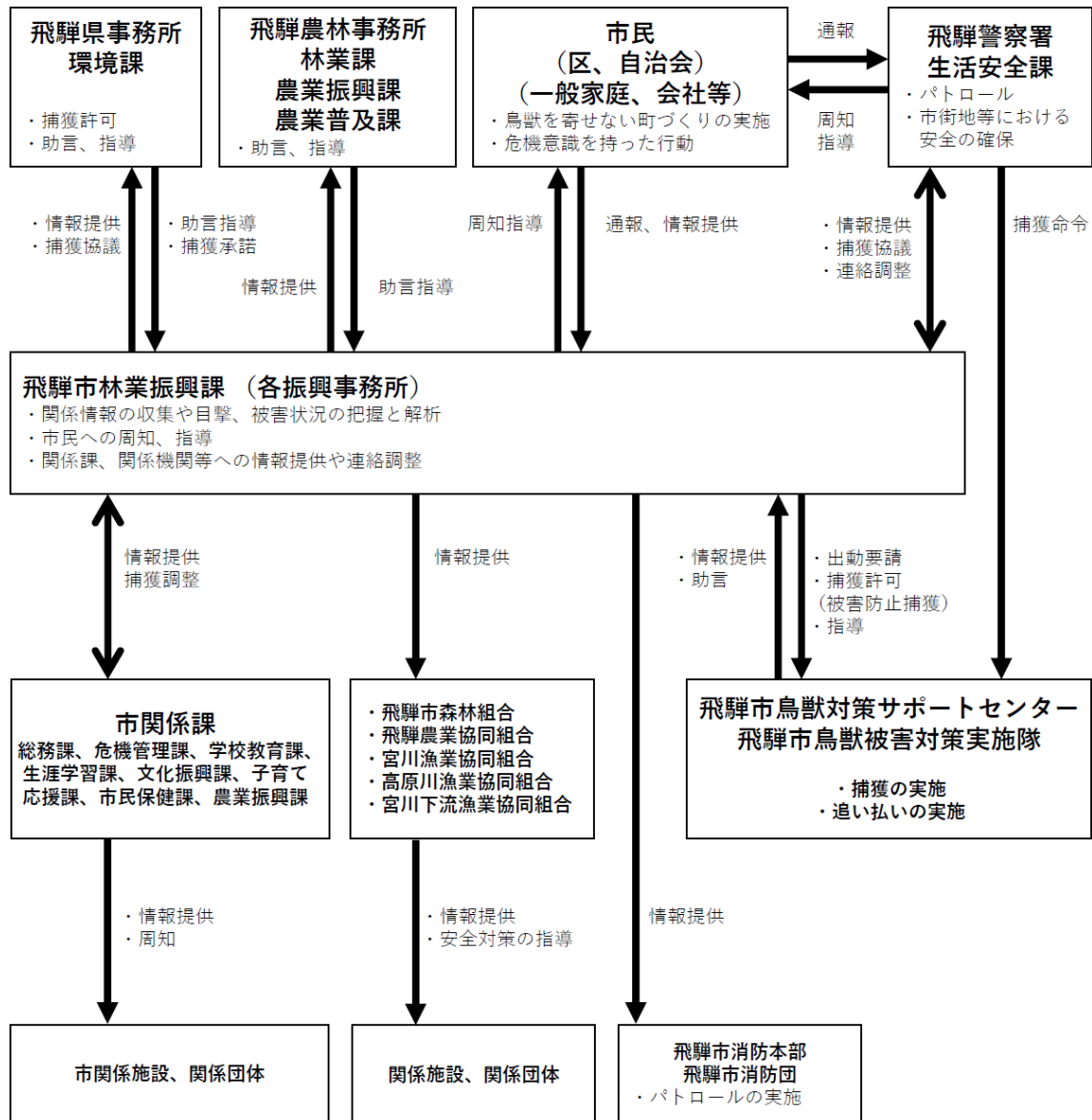
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ハト、ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンカモシカ、サギ、カワウ	・集落への防護柵の適正な管理や放任果樹の除去、林縁部における緩衝帯整備、追い払いの実施。 ・猟具の適切な使用や安全な捕獲活動に資する研修会の実施。
令和8年度		
令和9年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岐阜県飛騨県事務所 環境課	捕獲許可、捕獲に関する助言、指導
岐阜県飛騨農林事務所 林業課、農業振興課、農業普及課	助言、指導
飛騨警察署 生活安全課	追い払い等の実施、駆除命令、パトロールの実施
飛騨市鳥獣対策サポートセンター 飛騨市鳥獣被害対策実施隊	捕獲の実施、追い払いの実施、防除の実施
飛騨市役所農林部 各振興事務所 産業振興係	関係機関への連絡、捕獲命令、追い払いの実施、防除の実施、無線放送、情報収集、状況把握、パトロールの実施
飛騨市関係課 総務課、危機管理課、子育て応援課、市民保健課、農業振興課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課	関係施設、関係団体への連絡
飛騨市森林組合 飛騨農業協同組合 宮川漁業協同組合 高原倭漁業協同組合 宮川下流漁業協同組合	関係施設、関係団体への連絡
飛騨市消防本部 飛騨市消防団	パトロールの実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣の処理については、焼却及び埋設処分を適切に実施する。
また、捕獲個体の有効活用に向け、関係法令を遵守し「ぎふジビエ衛生ガイドライン」等を参考として利活用に努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に沿った食肉利用の推進を図るため、市内解体処理施設への積極的な搬入を推進する。 ・また、食品利用に限らず、関係機関と連携して捕獲個体の有効活用を目指す。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飛騨市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
飛騨猟友会	防除計画の協議、有害鳥獣の捕獲、情報提供
飛騨猟友会古川支部	有害鳥獣の捕獲、情報提供、地域への助言
飛騨猟友会河合支部	有害鳥獣の捕獲、情報提供、地域への助言
飛騨猟友会宮川支部	有害鳥獣の捕獲、情報提供、地域への助言
飛騨猟友会神岡支部	有害鳥獣の捕獲、情報提供、地域への助言
飛騨市農業委員会	防除計画の協議、情報提供
飛騨市農業改良組合長会	防除計画の協議、情報提供
飛騨農業協同組合古城営農センター	防除技術の普及、営農指導、情報提供
飛騨農業共済事務組合	有害鳥獣分布等助言、情報提供、被害調査
飛騨農業振興会	助言、各種情報提供
飛騨市森林組合	緩衝地帯整備の助言、情報提供、被害調査
飛騨市農林部	事務運営、施策立案、関係機関との連絡調整、

	捕獲個体の利活用に関する助言
その他飛騨市鳥獣被害防止対策協議会に定める団体	防除計画の協議、防除の実施、状況把握、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県飛騨県事務所	助言、各種情報提供
岐阜県飛騨農林事務所	助言、各種情報提供
岐阜県中山間農業研究所	助言、各種情報提供
飛騨警察署	助言、各種情報提供
区長等連絡協議会	地域への要望集約、地域への助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・年間1回程度の研修会を実施し、実施隊員として期待される役割や取り組むべき施策等について理解を深めるとともに、飛騨市の鳥獣被害対策の最前線として活躍いただく意識の醸成を目的に行う。旧4町全域を網羅できるよう、毎年度80名程度の実施隊員を確保し、猟友会各支部と密に連携を図り鳥獣被害対策に取り組めるよう支援を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・免許取得後に実施隊員として活動していただくことを条件として、新規狩猟免許取得者に対して必要経費を支援する等で捕獲従事者の増加、育成を図る。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・近隣市村と情報共有を行うほか広域的な被害防止対策に向けて必要に応じた連携を図ることができるよう、防除・環境整備・捕獲のいずれにおいても県が主導となって近隣市町村が協力できる体制づくりと費用面の支援体制を整え“オール岐阜”で獣害対策に推進していけるよう音頭を取っていただけるように働きかけを行っていく。
